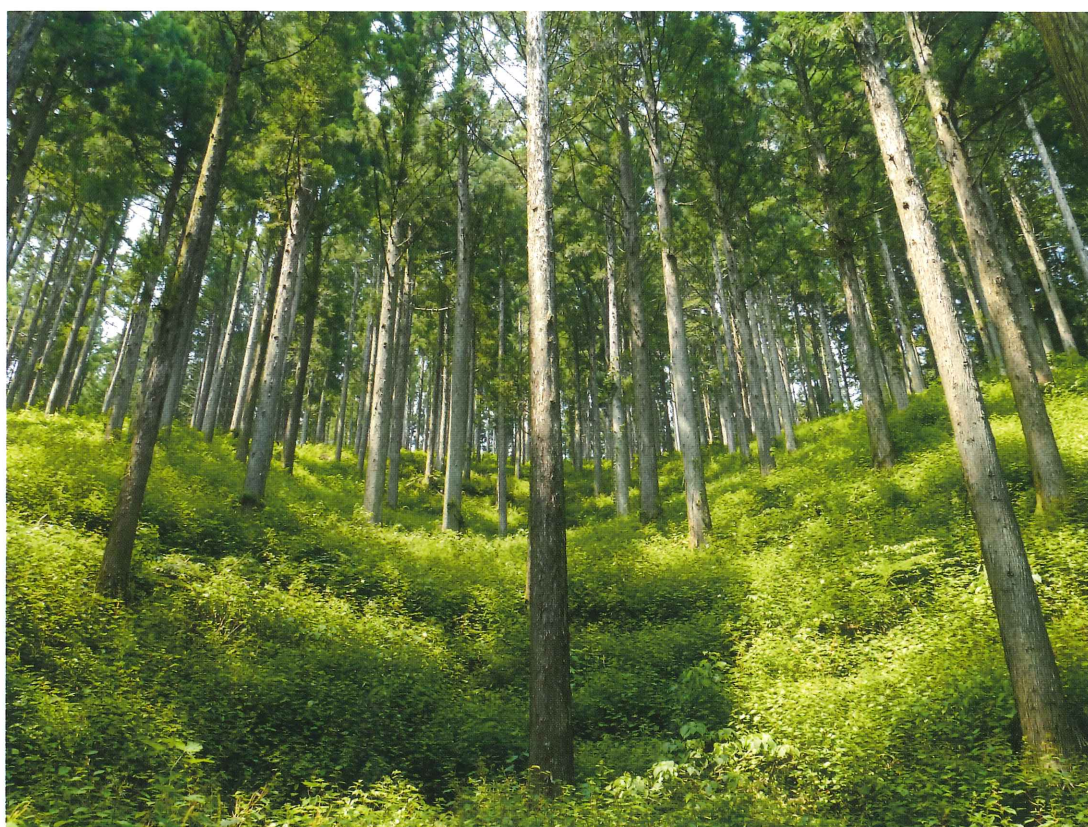




Vol.14

— 平成27年8月発行 —
烏川流域森林組合

発行責任者 代表理事組合長 市川平治
〒370-3402 群馬県高崎市倉渕町三ノ倉303
TEL 027-378-2030
印刷所 有限会社 榛 輝



ふるさとの
もり
森林を育てる
森林組合

主な内容

- ・ 組合長あいさつ
- ・ 第14回通常総代会開催報告
- ・ 事務局情報
- ・ 「粉碎機」貸出しのご案内
- ・ 利用間伐は森林組合へ

組合長あいさつ

代表理事組合長

市川 平治



組合情報誌「森だより」十四号の発行にあたりご挨拶を申し上げます。

私も、昨年六月に組合長に就任させて頂きましたが、早くも一年が経過致しました。

お陰様で、六月二十六日には組合長として初めての「第十四回通常総代会」を無事に開催させて頂きました。関係者の皆様に心から御礼を申し上げます。

さて、昨年一年間を振り返り、新米組合長として戸惑うことも多々ございましたが、二年目に入り、今後は更に落ち着いて組合運営に取り組む覚悟を新たにしております。

また、五月からは参事として千明 誠氏を迎えることができました。千明氏は永年にわたり

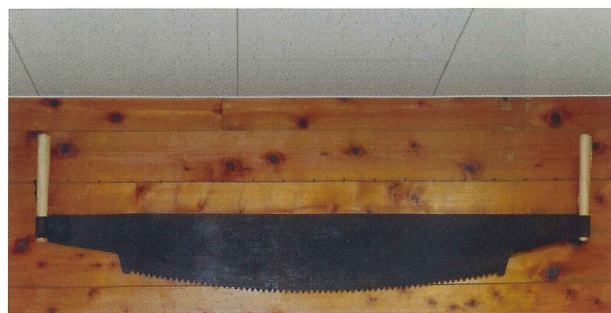
県職員として林業行政に携わって来られました。特に森林組合関係への造詣が深く、組合員の皆様にも顔馴染みの方が多いことと思います。

この様な参事の就任は、組合運営の充実を図る上において心強い限りであり、今後の活躍を期待するものであります。

ところで、組合の経営内容や活動方針については、本文の中で触れさせて頂きますので、ここでは組合運営に当たる私の基本姿勢について述べさせて頂きます。

組合事務所に来られた方は、お気づきかと思いますが事務所の北側の壁に「両挽のこ」を掲げてございます。これは、地元の前田製材さんからお借りした物ですが、昔の林業技術を伝える意味と共に、この道具は「力を合わせること」の大切さを象徴する意義を持つもの、と考えるからであります。

つまり「両挽のこ」は二人が息を合わせ、相手が押したら自分分は引き、相手が引いた時に押してやらなくては使えない道具です。



両挽のこ

私は、職員相互の関係も、組合員の皆様への対応も、先ず相手を思いやる気持ちを大切にすることこそ組織運営の基本であると考え、職員にもそのように訓示しています。

この様な基本姿勢に立って、森林林業に課せられた社会的使命を十二分に発揮し、そして、組合員の皆様のご期待に応えられるよう、組合運営に取り組んで参る所存でございます。

今後とも、宜しくご指導ご協力のほどお願い申し上げます。挨拶と致します。

第十四回

通常総代会開催

榛名文化会館エコール
平成二十七年六月二十六日

総代会の概要

- ・ 森林組合綱領唱和
- ・ 開会の辞 清水重信副組合長
- ・ 組合長あいさつ
- ・ 来賓挨拶
- ・ 議長選出 村上総代
- ・ 議事録作成に携わる理事紹介及び書記指名
- ・ 第一号議案から第十号議案まで審議
- ・ 質疑
- ・ 採決
- ・ 付帯決議
- ・ 閉会の辞 追川理事



事務局情報



参事 千明 誠

残暑厳しき折、組合員の皆様には益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

私は、五月一日付けで烏川流域森林組合参事としてお世話になることになりました千明 誠です。今般、「森だより」の紙面をお借りし、組合員の皆様に謹んで就任のご挨拶を申し上げます。

今年三月末まで、群馬県の林業技師として、林務行政に四十

余年携わって参りました。とりわけ長年関わったのが林業振興の分野であり、森林組合などの林業事業体や林家の皆様とは少なからず接する機会に恵まれ、森林組合制度については、興味を持って取り組んできたところであります。

この度、市川組合長はじめ皆様方のお取計らいにより、森林組合の重責の席に就任することは身が引き締まる次第であり、同時に引き続き林業振興の仕事に就くことは、この上ない喜びであります。

言うまでもなく、林業の振興や地域森林の管理において、森林組合の果たす役割は極めて重要であり、また、森林組合の発展が、地域林業の振興につながるものと確信して参りました。

森林・林業を取り巻く環境は、依然として木材価格の低迷、森林所有者の高齢化や後継者難、更には森林行政の視点が林業経営から環境重視の行政にシフト

され、従来の林業はますます深刻な状況となっております。残念ながら、現在の木材価格下において、森林所有者の皆様が個々の森林経営により林業収入を得ることは、困難な状況です。

一方では森林資源が成熟し、山の宝はまさに宝の山となっております。森林を持っている者には宝の持ち腐れ状態になりそうです。森林組合が力を付けて、組合員に代わって森林を経営し、その収益を森林所有者に還元するシステムの構築が、今、求められています。

昨年度、当組合で実施した搬出間伐事業はその一例で、林業政策の補助制度を活用し、一立方米当たり三千余円の木材代金を還元した実績があります。一ヘクタール当たりで二十数万円です。間伐収入ですからそれなりの還元額ではないでしょうか。現在、当組合管内の見渡す限りの山々において、スギを中心とする木材資源が、今、まさに収

穫されるのを待っている状況です。これら木材資源を世に送り出そうではありませんか。そして、多くの県民の皆様が素晴らしい資材である木材を利用して頂きましょう。

結びに、私は、事業体の運営に携わるのは一年生ですが、市川組合長をはじめ役員の皆様のご指導を仰ぎながら、長年の林業行政の経験を活かし事務局職員、作業班員の皆様と力を合わせ、当組合の発展と当地域の林業振興に精一杯尽くしたいと考えております。

組合員の皆様方には、ご指導とご鞭撻を心からお願ひ申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。



粉砕機（チップパー） 貸出のご案内

当組合では、九月一日から、木竹粉砕機の貸出を始めます。

粉砕機は、「ぐんま緑の県民基金」事業により、高崎市が購入し、当組合が貸与されたもので、「ぐんま緑の県民基金事業」等で伐採した木竹のチップ化処理に活用できます。

当組合では、貸与の趣旨を踏まえ、今般、「烏川流域森林組合粉砕機管理規則」を定め地域団体等に貸出すこととしました。

貸出す粉砕機は、大型（三十馬力）と中型（十四馬力）の二種類、二台で、ご希望により選択できます。

なお、粉砕機を利用できる事業、その手続及び利用料等は次のとおりです。

一 粉砕機を利用できる事業

- ・ ぐんま緑の県民基金事業
- ・ 里山元気再生事業
- ・ その他、管理責任者が特に認める事業

二 粉砕機利用（貸出）の手続き

① 組合へ事前に電話等で仮予約

をする

② 組合へ「粉砕機利用申請書」を提出する

③ 組合の管理責任者の承諾と指示により利用

④ 利用が終了したら「粉砕機返却届」により機械を返却

利用料

機 械 名	最大処理径	処理能力	運搬及び 機械操作指導費	機械利用料 (h 当り)
粉砕機（大型）	180mm	1.5～5m ³ /h	27,000円/日	3,000円
粉砕機（中型）	125mm	2.8m ³ /h	27,000円/日	2,700円

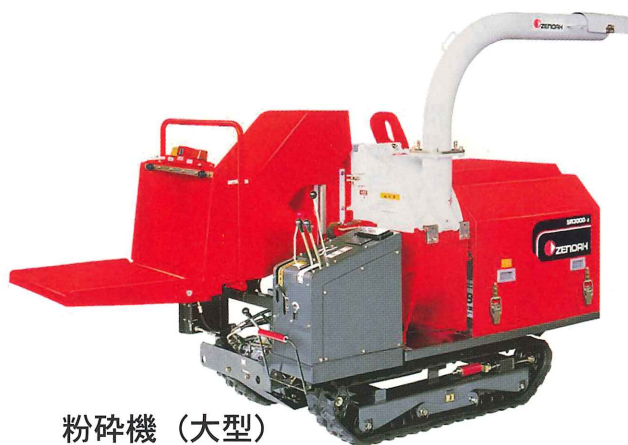
※1 燃料は利用者負担。返却時に満タンにして返す。

※2 原則は「機械操作指導有り」とするが、粉砕機の使用経験が有る場合は、指導費を除くことができる。

※3 利用料の詳細は、組合へお問い合わせ下さい。



粉砕機（中型）



粉砕機（大型）

間伐は森林組合に
任せてください！

先人達や組合員の皆様がこれまで造成してきた人工林は、今、正に収穫期を迎えております。

現在、国や、県の林業施策において、利用間伐が推し進められる中、我が森林組合は、林産事業に取組みその成果を上げております。今後、更にこの部門を強化し組合員の負託に応えて参ります。

現在の施策を活用しながら、森林組合が、組合員の皆様に代わって間伐を実施すること、有利な補助制度を利用することができ、結果として、組合員の皆様により多くの木材代金をお渡しすることが可能となります。もちろん、組合員の皆様が自ら間伐を実施したい場合も、組合に相談してください。できる限りのお手伝いをさせて頂きます。次頁の表は、平成二十六年に当組合が実施した利用間伐の一例です。参考にして頂き、是非、森林組合に間伐を任せてください。

総代会提出議案

- 第一号議案
平成二十六年事業報告書、貸借対照表、損益計算書並びに剰余金処分案承認の件
- 第二号議案
平成二十七年事業計画書承認の件
- 第三号議案
経費の賦課金額及び賦課金徴収時期決定の件
- 第四号議案
造林補助金取扱い手数料率決定の件
- 第五号議案
一組合員に対する貸付金の額並びに貸付利率の最高限度決定の件
- 第六号議案
一組合員に対する債務保証の最高限度額決定の件
- 第七号議案
借入金 の最高限度額決定の件
- 第八号議案
役員報酬決定の件
- 第九号議案
余裕金の預け入れ先機関決定の件
- 第十号議案

定款の一部改正承認の件



※村上議長から第一号議案は個別審議とし、第二号議案から第九号議案までは一括審議、また、第十号議案及び付帯決議は個別審議とすることの提案があり、全ての議案について慎重審議の結果、原案のとおり可決・承認されました。

◇出席いただいた来賓の皆様

西部環境森林事務所長
金澤 好一 様

群馬県森林組合連合会
代表理事専務 鈴木 元 様

高崎市長 富岡 賢治 様

高崎市議会議員 石川 徹 様

群馬県議会議員 関根 罔男 様

群馬県議会議員 後藤 克己 様

群馬県議会議員 岸 善一郎 様

群馬県議会議員 清水 真人 様

森林総合研究所森林整備センター
前橋水源林整備事務所長
相澤 喜浩 様

高崎市農政部長 野口 浩康 様

高崎市農林課長 真下 信芳 様



森林組合綱領を唱和する来賓の皆様

第14回 烏川流域森林組合通常総代会



平成27年度 役員



ご来賓としてあいさつに立つ高崎市長



1. 組合員及び出資金

平成26年度決算の概要

区 分	組合員数 (人)	出 資 金	
		出資口数(口)	出資金総額(円)
年度末現在	1,902	518,610	51,861,000

2. 貸借対照表

平成27年3月31日現在

資 産		負 債 ・ 純 資 産	
科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)
流 動 資 産	137,479,854	流 動 負 債	32,165,965
固 定 資 産	29,530,361	固 定 負 債	13,232,000
		出 資 金	51,861,000
		利 益 剰 余 金	66,107,497
		資 本 準 備 金	3,643,753
資 産 合 計	167,010,215	負 債 ・ 純 資 産 合 計	167,010,215

3. 損益計算書

平成26年4月1日～平成27年3月31日まで (単位: 円)

科 目	小 計	合 計	事 業 区 分		
			指 導	販 売	森林整備
I 事業総損益					
1 収益	110,955,202		3,201,930	1,837,407	105,915,865
2 費用	65,387,624		264,030	19,440	65,104,154
事業総利益	45,567,578	45,567,578	2,937,900	1,817,967	40,811,711
II 事業管理費					
1 人件費	30,126,444		2,401,000	1,506,000	26,219,444
2 旅費・交通費	123,745		13,000	7,000	103,745
3 事務費	1,454,408		128,000	87,000	1,239,408
4 業務費	1,362,280		130,000	68,000	1,164,280
5 諸税負担金	4,764,378		333,000	191,000	4,240,378
6 施設費	4,468,413		384,000	223,000	3,861,413
7 雑費	570,652		43,000	28,000	499,652
事業管理費計		42,870,320	3,432,000	2,110,000	37,328,320
事業利益 (損失)		2,697,258	-494,100	-292,033	3,483,391
III 事業外損益					
1 事業外収益	774,509				
2 事業外費用	93,947				
事業外損益		680,562			
経常利益 (損失)		3,377,820			
IV 特別損益					
1 特別収益	12,119,000				
2 特別損失	12,269,001				
特別損益		△ 150,001			
税引前当期純利益		3,227,819			
法人税、住民税、事業税額		791,600			
法人税等調整額		0			
当期剰余金		2,436,219			
前期繰越剰余金		25,232,301			
積立金取崩額		0			
当期末処分剰余金		27,668,520			

4. 平成26年度剰余金処分案

(単位: 円)

科 目	積算内訳	内 訳	小 計	合 計
I 当期末処分剰余金	剰 余 金	当 期 剰 余 金 前 期 繰 越 剰 余 金	2,436,219 25,232,301	27,668,520
II 任意積立金取崩額			0	0
III 剰余金処分額				
1 法定準備金			488,000	488,000
2 任意積立金	当期剰余金の10分の2		0	0
IV 次期繰越剰余金				27,180,520

高性能林業機械を駆使した素材生産（利用間伐）



フォワーダによる搬出



チェーンソーによる伐倒



山主場に集められた間伐材



プロセッサによる造材

団地化による利用間伐実施事例

団地面積	9.0ha	2,790石
利用間伐面積	9.0ha	
樹種	スギ	
林齢	42～57年	
間伐材生産量	775m ³	
1 m ³ 当たり販売単価(市場)	8,500円	



費 用		収 益	
間伐経費	6,749,000円	木材販売代金	6,587,000円
間伐経費補助金	(-) 5,143,000円	間伐材出荷助成	247,000円
		市場までの運搬費	(-) 1,446,000円
		市場手数料等	(-) 837,000円
		森林組合手数料	(-) 329,000円
計	1,606,000円	計	4,222,000円

森林所有者の収入金額	2,616,000円
1 m ³ 当たり収入金額	3,375円

※利用間伐の収入金額は、団地面積、搬出材積量、販売単価等に左右されます。



優秀賞受賞の間伐を担当した曾根 守 総班長

平成26年度群馬県間伐コンクールにて
優秀賞を受賞した森林

森林組合からの お知らせ

◆組合員資格の 変更手続きについて

相続、譲渡等による組合員氏名の変更が生じた場合は、森林組合への届出が必要となります。
届出手続き等詳細につきましては、組合管理課へお問い合わせください。

◆立木の伐採申請 手続きについて

森林の立木を伐採する場合、森林法に基づき、森林組合・市町村長に対して事前に「伐採及び伐採後の造林の届出」を提出しなければなりません。
また、保安林に指定されている区域の立木を伐採する場合には、必ず届出書もしくは許可申請書を提出しなければなりません。

※詳細は、森林組合にご相談ください。

購買品のご案内

本場四国の刃物類、好評な刈払機用超硬チップソー、蜂よけスプレー、熊よけ鈴のほか各種林業資材を扱っています。
お気軽にお問い合わせください。



皆様の大切な森林を守ります

烏川流域森林組合

〒370-3402 高崎市倉渕町三ノ倉303
(TEL) 027-378-2030 (FAX) 027-378-2305